

平成 29 年度税制改正に対する意見

平成 28 年 9 月



はじめに

わが国経済は、失われた 20 年と呼ばれる長期低迷の状態からの脱却に向けた動きを続けている。今後は、この景気回復の流れをより確かで力強いものとし、わが国が持続的に成長を続けるための環境整備を行う必要がある。

世界に目を向けると、わが国企業は、激化するグローバル競争の中で新興国の激しい追い上げを受けており、これを勝ち抜いていかなければならない。さらに今年 6 月下旬には国民投票により英国の EU 離脱が決定的となり、世界経済や金融市場、さらにわが国の経済や企業等への影響が懸念される場所である。

一方、わが国が構造的に抱える中長期的な課題としては、急速に進む少子高齢化・人口減少への対応、その中での地域創生、公的債務増加の抑制などが挙げられる。今後、財政の早期健全化、社会保障と税の一体改革、地方分権改革の推進などに対して、総合的で戦略的な方策の立案が望まれる場所である。

また東日本大震災から 5 年を経て今年 4 月に発生した一連の熊本地震は、大規模災害への備えが喫緊の課題であることを改めて我々に知らせた。

以上のように、わが国経済が持続的に成長を続けるためには、克服すべき様々な課題があるが、いずれにおいても、税制の果たす役割は極めて大きい。

このため、本会は中長期的な税制改革の方向性を展望した上で、どのような租税政策を採るべきかについて意見を提起する。

意見は、前半で中長期的な税制の抜本改革についての考え方を述べ、後半でその展開の一環として来年度の具体的要望事項を列記している。さらに中小企業関連税制、国際課税に関する本会会員への聞き取り調査の結果も紹介している。

政策当局におかれては、本提言を今後の政策運営に反映されることを大いに期待するものである。

平成 28 年 9 月

一般社団法人 中部経済連合会

会 長 豊 田 鐵 郎

副 会 長 上 田 豪
税制委員長

目次

第Ⅰ部 税制改正の基本的見解	1
1. 税制改正の必要性 一わが国が直面する課題と税制の果たすべき役割	1
(1) 日本経済の再生.....	1
(2) 財政の早期健全化.....	1
(3) 人口減少・少子高齢化への対応.....	1
(4) 社会保障制度の持続可能性の向上.....	2
(5) 地方分権改革の推進、地域社会の持続性の向上.....	2
(6) 東日本大震災・熊本地震の教訓を踏まえた国土の強靱化.....	2
2. 改革の進め方	3
(1) 税制、財政、社会保障制度の改革を三位一体で進める.....	3
(2) 法人税と消費税の改革を税制改正の中心に据える.....	3
(3) 国税と地方税の役割を基本から見直す.....	4
(4) 法人税改革は国際競争力向上を意識し行う.....	4
(5) 経済社会の変化にふさわしい税制の新陳代謝を進める.....	5
3. 中部圏の税制への期待	5
4. 平成 29 年度税制改正に向けた論点の取り上げ	6
第Ⅱ部 平成 29 年度税制改正に向けての意見	7
1. 企業の活力向上に資する税制の整備	8
(1) 企業の国際競争力向上.....	8
(2) 中小企業の活力向上.....	11
(3) 未来投資の促進.....	15
(4) 国際課税.....	16
2. 人口減少抑制・地域創生に資する税制の整備	18
(1) 一億総活躍社会の実現.....	18
(2) 地域の自立性の強化、税収の偏在性の是正.....	19
(3) 地域経済の活力向上.....	20
3. 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備	23
(1) 背景および必要性.....	23
(2) 具体的な税制措置の案.....	23
(3) 税制措置の効果.....	24
4. 実効性ある消費税制の整備	25
(1) 税率.....	25
(2) 使途.....	25

(3) 逆進性緩和策	25
(4) 仕入税額控除	26
(5) 消費税率を10%へ引き上げる際の配慮	26
5. 個別の重要な税制の整備	26
(1) グリーン投資減税	26
(2) 燃料電池車の普及拡大を促進する税制	26
(3) 複雑な自動車関係諸税の簡素化、負担軽減	26
(4) 印紙税	28
6. 中部圏活性化に資する税制の整備	28
(1) 総合特区制度における税制支援の拡充	28
(2) 中部圏の産業高度化に資する税制	30

<付属書1> 聞き取り調査の結果

<付属書2> 国土強靱化を促進する税制の創設

第 I 部 税制改正の基本的見解

1. 税制改正の必要性 ―わが国が直面する課題と税制の果たすべき役割

(1) 日本経済の再生

わが国経済は、平成 24 年末の政権交代以降、所謂アベノミクスの効果によって、失われた 20 年と言われる長期低迷状態からの脱却に向けた動きを続けている。しかしながら、わが国経済がこの景気回復に向けた流れを確実なものとし、持続的な成長に向かうためには、克服すべき多くの課題が存在する。

新興国企業などの著しい台頭によって、グローバル経済における競争環境は益々激化している。わが国企業がグローバル競争を勝ち抜くために、競争環境のイコールフッティング化（現在劣後している競争条件の対等化）は急務である。

また、産業空洞化の克服も重要である。企業が海外で得た収益を国内に還流することで国内投資と雇用を増加させ、新たな技術やビジネスを創出し、国内経済の活性化を促す必要がある。

加えて、資本・労働・生産性の維持・向上を図り、潜在成長率を高めることも重要である。

いずれの課題対応においても、税制の果たす役割は極めて大きいことから、わが国経済の再生と持続的な成長に向けた戦略的な租税制度の整備が望まれる。

(2) 財政の早期健全化

わが国の財政は、基礎的財政収支の赤字が継続しており、いわゆる「国の借金」は平成 27 年度末で約 1,050 兆円に上る。国際的にみても債務残高の GDP 比は先進国中突出して高い。一旦財政不安となれば、金利の不安定化を招き、市場経済の自立性や健全性を阻害するのみならず、わが国の信用力そのものを失いかねない。

したがって、わが国財政の早期健全化は喫緊の課題であり、まずは基礎的財政収支の安定的な黒字化を達成する必要がある。黒字化に向けては、歳出の見直しのみならず歳入の基となる税制の改革が極めて重要な役割を担うこととなる。

(3) 人口減少・少子高齢化への対応

急速に進む人口減少・少子高齢化などの人口論的な問題は、年金・医療・介護の各種の社会保障制度の持続可能性に対する不安を高めている。さらに労働力人口の減少は経済の潜在成長率の低下圧力となる。このため、人口減少・少子高齢化に対しては早期の対策が求められる。対策にあたっては、出生率の向上や子育て世代の負担軽減、女性や若者の活力向上に向けて、税制面での支援が望まれる。

また、人口減少下での地域創生、人口減少社会に見合った社会インフラの整備や維

持費の抑制に向けて、政府はグランドデザインを示した上で、税制面での適切な措置を講じる必要がある。

（４）社会保障制度の持続可能性の向上

若年世代と高齢世代の世代間の不公平性の解消は、社会保障制度の持続可能性の向上に向けた一つの大きな課題である。世代間の不公平性とは、若年世代が大きな社会保障負担を負う一方で高齢世代が好条件の給付を受けている現状や、若年世代の所得の伸びが低迷している一方で高齢世代は既に高度成長期に資産形成していることなどである。

社会保障制度の持続可能性を向上させるためにも、また、所得の再分配を図るためにも税制の役割は極めて重要である。

（５）地方分権改革の推進、地域社会の持続性の向上

魅力と活力溢れる特色のある地域社会を実現し、国全体の活力の向上に繋げるためには地方分権改革を進める必要がある。そのためには地方の自主財源の強化や、制度疲労をおこしている交付税制度の見直しなどの税制面の改革が必要となる。

また、過度な首都圏一極集中の是正、人口減少下での地域創生、企業の地方拠点の強化、地方都市の中心部の再生などの課題に対しても税制が果たす役割は大きい。

（６）東日本大震災・熊本地震の教訓を踏まえた国土の強靱化

東日本大震災ならびに今年４月に発生した一連の熊本地震からの復興活動は今も続けられており、被災地の一日も早い復興と被災者の生活再建を支援する必要があることは言うまでもない。

加えて必要なことは、これら未曾有の被害から得た教訓を活かし、今後起こり得る大規模災害に備えて国土強靱化を図ることである。平成 25 年 12 月には「国土強靱化基本法」が施行され、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。これに基づき、住宅・都市、エネルギー、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全などの一連の分野について対策が講じられているところである。

東日本大震災ならびに熊本地震の重要な教訓の一つが、サプライチェーンの寸断等による経済活動への大きな影響であった。このことを踏まえれば、国民経済全体のレジリエンス向上の観点から、企業の自主的な防災・減災対策を推進することは、国土強靱化の趣旨と合致する。

したがって、企業が自社の防災・減災対策の推進という形で国土強靱化に寄与することを促す税制の整備は重要である。このような税制は、地震が発生した場合、経済活動の被害軽減や継続性向上のみならず、地域雇用の早期回復、地域コミュニティー

の再生など、災害への耐性を高めることに役立つと考えられる。

2. 改革の進め方

(1) 税制、財政、社会保障制度の改革を三位一体で進める

わが国の消費や投資が拡大するためには、国民が将来の生活に対する安心感や期待を持ち、明るい展望を持ち続けることができるような社会の実現が必要である。

そのためには、税制、財政および社会保障制度の三つについて、一体的に改革を進めるべきである。さらに、租税も社会保障料も国民負担という観点からは一体として国家財政を形成しているという認識に立ち、有機的で総合的な有効活用が行われる必要があると考えられる。

税制、財政で必要な役割を果たす消費税については、平成 26 年 4 月に 8 % への引き上げが実施され、10 % への引き上げについては 2 度の延期により当初予定の平成 27 年 10 月から平成 31 年 10 月へと 4 年先送りされた。

財政再建に向け、延期された消費税率の引き上げを確実に実施するとともに、歳出の見直しについて、今後更なる検討が進められることを期待する。

また、社会保障制度については、平成 25 年 8 月に社会保障制度改革国民会議の報告書がとりまとめられ、改革の方向性、少子化対策、医療・介護、年金分野の改革案等が示された。

政府においては、国民のあるべき受益水準とそれに相応しい負担のあり方について、合理的で持続可能性のあるビジョンを示した上で、改革を推進して頂きたい。

(2) 法人税と消費税の改革を税制改革の中心に据える

平成 28 年 6 月に閣議決定された「骨太の方針 2016」における「引き続き『経済再生なくして財政健全化なし』を基本」との記述から明らかなように、税収の増加、財政再建のためには、わが国の持続的な経済成長が不可欠である。

持続的な経済成長のためには、「企業収益の増加→投資、雇用の増加→生産性の上昇、イノベーションや新たなビジネスの創出→企業収益の増加」といった国内経済の活性化に向けた好循環が生まれることが必要である。

そのためには、安倍首相が言うように「日本を世界で 1 番ビジネスのしやすい国にする」必要があり、内外の企業が活躍しやすい素地を整えるべく、企業の税負担の軽減が望まれる。

また、わが国の法人税を OECD 主要国と比較すると、わが国は法人税収の GDP 比が高く、税収全体に占める法人税の比率が高いといった特徴がみられる。これは平成 26 年度の年次経済財政報告も指摘している特徴である。

さらに、税収面からみると法人税は景気変動の影響を受けやすい一方で、消費税は

景気の変動を受けにくく安定しているといった特徴があるため、安定財源の確保の観点からは消費税の拡充を図るべきである。

以上のことから税制の抜本改革においては、法人税のウェートを引き下げ、消費税のウェートを引き上げることで税収構造を見直すことが重要である。このことにより、「法人税負担の軽減→生産の拡大→所得と消費の拡大→消費税収の拡大→財政健全化の促進」という、より高い経済成長と財政の早期健全化の両立が期待できる。

また、実効性ある税制の抜本改革のためには納税者の納得性を高める必要があるが、平成 28 年 1 月から開始されたマイナンバー制度はこれに資すると考えられる。本制度によって納税者の所得や資産の捕捉が正確に行われるとともに、納税の公正性が確保され、さらに課税庁の事務の合理化が行われることを期待したい。

(3) 国税と地方税の役割を基本から見直す

本来あるべき国の基本的な役割は、外交、防衛および国民経済レベルでの変化に応じた機動的な政策発動などマクロ的な機能であると考えられる。

これに対して、地方の基本的な役割は、地域の実態に応じた行政サービスの安定した提供であると考えられる。したがって、地方は行政サービスとの対応関係が妥当で、且つ安定した自主財源の基盤を備える必要がある。

平成 20 年秋の所謂リーマンショックに始まった経済危機によって、県・市町村の税収が激減し、自治体によっては一部の行政サービスの継続が危ぶまれる事態も生じた。これは、景気に応じて変動しやすい歳入構造上の問題であり、この点からも地方の安定した自主財源の基盤整備が急務である。

安定財源の観点からは、偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人二税を縮減し、比較的安定した収入が得られる地方消費税の拡充を図るべきである。また、自主財源の観点からは、中央政府と地方政府の税収割合（中央：地方＝6：4）を歳出割合（中央：地方＝4：6）に近づけるべく、地方への財源移譲を図るべきである。地方への財源移譲にあたっては、新たな国民負担を抑制しつつ地域間格差を縮小することが可能な、水平的財政調整などの仕組みを導入すべきである。

また、行政サービスとの対応関係の妥当性の観点からは、償却資産に対する固定資産税など、応益性を見出し難い税目は廃止ないし整理削減すべきである。

(4) 法人税改革は国際競争力向上を意識し行う

グローバル化の進展に伴い、各国は地球規模の大競争を勝ち抜くための有力な手段として国内租税制度の整備を戦略的に進めている。したがって、わが国は、各国が租税制度の優劣を競っているという認識に立ち、税制の改革を進めるべきである。

法人実効税率の引き下げ競争はその典型例である。28年度の実効税率は29.97%と、

かろうじて 20%台の入口に到達したが、依然として諸外国に比べ高い水準にある。

したがって、早急に国際競争力を維持できるレベルへの引き下げを実施して頂きたい。その際、わが国企業の実質的な税負担の軽減が図られるよう、課税ベースについても国際競争を意識した検討を期待する。

加えて、わが国企業を取り巻く競争環境は、新興国の激しい追い上げを受け、日々激しくなっている。その中でわが国企業が事業活動において競争力を高めるインセンティブが働くような税制の制度設計を図るべきである。

また、国内市場が伸び悩む中、企業が需要の増大が見込まれる海外に展開していくことは自然な流れであるが、そのまま放置すれば産業空洞化がますます進行していくことになる。産業空洞化に歯止めをかけ、わが国経済が持続的に成長していくためには、需要の増大が見込まれる海外の活力を取り込んでいくことが重要である。

このため、海外で得た収益を国内に還流させるインセンティブが働く税制を整備すべきである。

国際課税についても国際的な競争を意識し、わが国企業の実情に合った税務行政の運用を期待する。

(5) 経済社会の変化にふさわしい税制の新陳代謝を進める

経済社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化している。租税特別措置は、実現すべき政策目標を踏まえた上で、経済社会の変化に応じた見直しを進める必要がある。

また、行政や税制およびそのシステムについても変化へ適合するような見直しを行うべきである。具体的には、IT技術の浸透に対応した電子政府の推進、e-TAXおよびe-LTAXの環境整備、それらと整合的な租税実務のペーパーレス化や簡素化、利便性の向上などである。

さらに、平成 28 年 1 月から開始されたマイナンバー制度を活用して、課税庁の事務の効率化を図るとともに、納税者の利便性の向上を図るべきである。

加えて、時代の変化とともに存在意義を失い合理性を無くした制度や、むしろ弊害を生んでいる制度の見直しに加え、新旧の制度が併存することによって弊害を生んでいる制度の新制度への一本化などの見直しを機動的且つ迅速に実施すべきである。

具体的には、事業所税や印紙税に代表される時代に合わない税制の廃止などである。

3. 中部圏の税制への期待

中部圏は、「ものづくり」の中核として、わが国経済の発展に貢献してきたが、今後も自動車や工作機械などの既存産業に加え、次世代自動車、航空宇宙、ヘルスケア、環境・リサイクル、観光などの新たな産業を育成していく。特に観光については豊富な観光資源を生かし、インバウンド観光客やその消費の増加を図っていく。

また、平成 39 年（2027 年）に開業予定のリニア中央新幹線、中部国際空港や主要港湾、主要都市を効果的に結びつけた交通インフラの整備が進められており、これらが中部圏のさらなる発展、ひいてはわが国経済の発展につながることを期待される。

一方で、急速に進む人口減少・少子高齢化や東京一極集中への対応、この状況下での地域創生なども喫緊の課題であり、中部圏も例外ではない。

したがって、産業競争力強化、産業基盤を支える中小企業の支援、地域の発展基盤強化や、まちづくり等に資する税制の創設や整備を要望する。

4. 平成 29 年度税制改正に向けた論点の取り上げ

ここまで述べてきた、税制改正の必要性、改革の進め方および中部圏の税制への期待を踏まえ、平成 29 年度の税制改正に必要な論点として、次の 6 項目を取り上げた。

第Ⅱ部では、これらの項目毎に税制改正に対する意見を展開する。

- (1) 企業の活力向上に資する税制の整備
- (2) 人口減少抑制・地域創生に資する税制の整備
- (3) 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備
- (4) 実効性ある消費税制の整備
- (5) 個別の重要な税制の整備（エネルギー関係諸税、自動車関連諸税、印紙税）
- (6) 中部圏の活性化に資する税制の整備

第Ⅱ部 平成29年度税制改正に向けての意見

《重点要望項目》

租税制度の改革に向け、特に以下の3点について要望する

○法人実効税率の確実な引き下げ

○地域経済の活力向上

○国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備

1. 企業の活力向上に資する税制の整備

(1) 企業の国際競争力向上

①法人実効税率

政府は平成 26 年 6 月に閣議決定した『日本再興戦略』改訂 2014』の中で「法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指す」としており、平成 27 年度から引き下げが実施された。

28 年度の実効税率は 29.97% と、かろうじて 20% 台の入口に到達し、30 年度には 29.74% に引き下げられる予定であるが、それでもわが国の法人実効税率は先進国の中で依然として高い部類に属する。

課税の国際比較という観点からも法人実効税率は重要である。法人実効税率はわかりやすい指標であり、外国企業がわが国への投資を判断する際の重要な材料になる。また多国籍企業が税負担の軽い国へ親会社を移転する等のインバージョンや、利益を移転する等の行動にも注目が集まっており、国際的な議論が行われている。

このように、法人実効税率の引き下げは、わが国企業の国際競争力の維持・向上、外国企業のわが国への誘致促進等に寄与すると考えられることから、アジア諸国並みの 20% 台前半への早急な引き下げを目指すべきである。

引き下げにあたっては、財源確保のために税制の抜本改革が必要となるが、法人税の軽減、消費税の拡充という組み合わせを中心に据えるべきであり、偏在性と不安定性といった問題がある地方法人 2 税の縮減をセットにするべきである。

②課税ベース

法人実効税率の引き下げにあたっては、代替財源を法人税制の枠内で確保しようとして当然のこのように課税ベースを拡大することは望ましくなく、消費税を含む租税体系全体で合理性の高い改正、改革を行うべきである。

したがって、課税ベースの縮小に向けた努力を行うべきであり、「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度」「欠損金の繰越控除制度」「減価償却制度」「貸倒引当金制度」などについて、近年拡大された課税ベースの縮小を図るべきである。

このことにより、法人課税における実質的な税負担を軽減することができ、国際競争におけるイコールフットイングを図ることが可能となる。

③欠損金の繰越控除制度、繰戻還付制度

欠損金の繰越控除については、中小企業は全額控除可能であるのに対し、大企業については平成 27 年度および 28 年度の税制改正により繰越控除割合が段階的に引き下げられることとなった。すなわち、平成 27 年度に 80% から 65% へ、28 年度に 60%

へ引き下げが行われ、29年度に55%、30年度に50%へと引き下げられることとなっているが、これを全額控除可能な制度とするべきである。

控除の期間については、平成30年度以降は現行の9年から10年に延長されるが、これをさらに延長して欧米並みの20年以上とするべきである。

また、欠損金の繰戻還付は、平成21年度税制改正で中小企業について復活したが、大企業についても制度を復活し、繰戻期間についても延長すべきである。

これらのことにより、企業経営の安定性が確保され、ひいては経済社会および雇用の安定に繋がるものと考えられる。

④減価償却制度

減価償却制度の定率法の償却率については、平成24年度より従来の定額法の償却率の250%から200%に縮小された。わが国企業の設備投資を促進し、生産性の向上や研究開発促進等に対するインセンティブが働くよう、元の制度に戻すべきである。

また、技術革新が進む中で設備が陳腐化するスピードが速まっているため、減価償却制度の定率法の存在意義は高いと考えられる。このため、定率法については今後も制度を維持すべきである。

⑤貸倒引当金制度

貸倒引当金の税務上の損金算入制度については、平成24年度から適用法人が銀行、保険会社等および中小法人等に限定されることとなった。

企業会計では取り立て不能の恐れがある債権については、貸倒引当金を合理的な見積もりによって適正に計上しなければならない。これについて税務上、損金に認定することは全ての企業にとって相当の妥当性があることであり、この税制の適用を銀行、保険会社等および中小法人等に限定する措置は適正性を欠く。

したがって、企業の限定を解除し、元の制度に戻すべきである。

⑥受取配当の益金不算入制度

平成27年度税制改正では、法人の受取配当の益金不算入の割合が縮減され、課税強化の方向となった。

本来、法人の受取配当については、二重課税排除の観点から全額を益金不算入とするのが原則であるため、再度の見直しを行うべきである。

⑦企業の税務負担の軽減

納税者である企業の納税に係る事務負担は、各種帳票の収集から申告まで膨大なものとなっており、本会の会員企業へのアンケート調査、聞き取り調査からも事務負担

の軽減を望む声が多く聞かれた。

したがって、企業の税務負担の軽減を図る方策について検討を行い、税制およびその申告手続きについて以下のように簡素化を図るべきである。

【申告調整事務の軽減】

わが国の税制は、確定決算主義を採用しているが、会計基準と税法基準の差異に関する申告調整が多く煩雑であるため、企業の事務負担が大きい。特に、国際会計基準（I F R S）が適用されると、会計基準と税法基準の差異が更に拡大することが想定される。平成 26 年 7 月に日本版 I F R S 最終案が公表されたが、今後、I F R S 適用の検討を進める中で、税制のあり方についても検討されることを期待する。

【減価償却資産事務の軽減】

減価償却制度については、平成 20 年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化、明確化が図られたが、機械装置以外の有形減価償却資産（建物等）に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、簡素化を図るべきである。

機械装置についても耐用年数表の細目に記載されていない設備（「事業用燃料電池発電装置」など）には、「その他の設備・もの」として長い耐用年数が適用される資産があるため、見直しを図り明確化すべきである。また、事業の実態に合わせた耐用年数の適正化を図るべきである。

【地方税の納付事務の軽減】

地方税の中で、法人事業税の外形標準課税、とりわけ付加価値割は煩雑さが大きい代表例である。また、複数の自治体に跨る申告手続きの一元化や自治体毎に異なる帳票の統一など、手続きや窓口について簡素化が図られるべきである。

【納付の電子化の推進】

e L T A X は平成 17 年 1 月に稼働が始まり、現在は全自治体に導入されているが、一部の機能に留まっている自治体が多く存在する。また、新旧の両制度が併存し企業の事務負担を増加させていることから、全自治体において申請・届出や申告・納税が包括的に電子化されることを要望する。

加えて、e-T A X ・ e L T A X の両電子申告・納税システムについて、紙ベースでの提出資料を極力少なくするなどの実務面の効率化を図る改善を要望する。

会員の商工会議所に聞き取り調査を行ったところ、「e-T A X は便利な仕組みであるものの、仕組みが複雑で高齢の個人事業主などが対応するには敷居が高い。」「かつて行われていた『電子証明書等特別控除』のような電子申告を促す施策に期待したい。」

等の意見が聞かれた。

したがって、これらの意見に配慮した納税者側の電子申告・納税のインセンティブを高めるような施策や、個人事業主向け電子申告講習会等の充実などにも期待したい。

【マイナンバー制度の有効活用】

マイナンバー制度については平成 28 年 1 月から運用が開始されたが、企業の納税業務の効率化ならびに、課税庁の事務合理化と人員などの削減にも寄与する制度設計と運用を行うべきである。

⑧生産性向上設備投資促進税制

生産性向上設備投資促進税制は、最新設備や生産性改善のための設備の導入に対して特別償却、または税額控除を受けられる制度である。

期限は平成 26 年 1 月から平成 29 年 3 月末となっているが、本会会員への聞き取り調査では本税制を評価する意見が多く、期限の延長・恒久化を望む声が多く聞かれたことから、期限の延長について検討を行うべきである。

⑨マザー工場機能の拡充を支援する税制

「マザー工場機能」とは、海外生産拠点の母型となる生産拠点としての役割に加え、製品・製法の原型づくり、製品・製法の高度化、技術・技能・ノウハウの継承（人材育成）、技術・技能・ノウハウの外部漏えい防止、新ビジネスの展開などを行う機能であり、わが国企業の競争力の源泉である。

このため、マザー工場機能を整備・拡充するための設備投資や、雇用者の増加を対象にした優遇税制を設けるべきである。具体的には、設備投資に対しては、即時償却または税額控除（設備 5%、建物・構築物 3%）を可能とすること、雇用者数の増加に対しては、税額控除（雇用者の 10%以上の増加に対して一人あたり 70 万円の税額控除など）を要望する。

このことにより、国内雇用を守りつつ海外展開を行うことが可能となり、ひいてはわが国企業全体の競争力の維持強化につながると考えられる。

（２）中小企業の活力向上

中小企業は、わが国の生産基盤や技術基盤を担い、地域の雇用を支えている。換言すれば、中小企業こそが地域経済そのものであり、人口減少対策や地域創生のカギを握るといっても過言ではない。

しかしながら、多くの中小企業の決算は赤字であり、経営基盤の強化が課題となっている。さらに、経営者の高齢化が進む中で事業承継が大きな課題となっている。本

会が行った聞き取り調査でも、これらについて多くの意見が聞かれた。

このため、中小企業が経営基盤を強化するために行う販路拡大や業態転換に対する税制面での配慮について検討をお願いしたい。

①事業承継税制

平成 27 年 1 月からの事業承継税制の要件緩和によって、事業承継税制の認定件数は急速に増加した。しかしながら、地域経済においては中小事業者における廃業が増加しており、事業承継が円滑に行われているとは言い難い。この結果、地域経済の優良な雇用機会の減少が進行している。

この背景には、根底にあるローカル経済の低迷による足元の業況の悪さや事業の将来性への悲観、さらには、少子化による後継者難など、事業者の深刻な悩みや迷いがある。これらは、本会による商工会議所や地域金融機関への聞き取り調査においても確認されているところである。

したがって、廃業の増加防止は事業承継税制の改善だけで解決する問題ではないが、少なくとも事業承継税制の使い勝手の向上等が廃業を減少させる方向に作用することは間違いない。

このため、聞き取り調査から得た事業者の実情を基に、次の諸点について事業承継税制の一層の改善を期待する。

第 1 に、非上場株式の相続や贈与に係る納税猶予制度について。近年、拡充が進んでいるが、対象となるのは発行済議決権株式総数の 3 分の 2 に留まるため、事業者の多くは魅力に乏しいと感じている。この実情に鑑み、発行済議決権株式の全てを対象とするべき。

第 2 に、同じく非上場株式の相続や贈与に係る納税猶予制度について。5 年間平均で雇用の 80% の維持が必要とする適用要件を定めているが、事業者は人手不足等、事業環境が激しく変化する現在、非常に厳しい要件であると感じている。この実情に鑑み、この雇用維持要件の緩和を図るべき。

第 3 に、非上場株式の評価方法である「類似業種比準方式」について。類似業種の上場企業の株価、自社の資本金・利益・配当を指標として自社株価を算定することから、事業者は実態との乖離が大きいと感じることが多い。この実情に鑑み、実態に近づけるべく計算方法を改善すべき。

②地方拠点強化税制

人口減少対策や地域創生のためには、それぞれの地域における「しごと」の創出が不可欠である。

これに資する税制として、平成 27 年度税制改正で、地方にある本社機能等の強化

や、東京 23 区から地方へ本社機能等に移転する企業に対して、オフィス減税や雇用促進税制を行う「地方における企業の拠点強化を促進する特例措置」（地方拠点強化税制）が創設された。

しかし、中部圏では名古屋市の主要地域、関西圏では大阪府（大阪市の全域、堺市の特定の区域など）、京都市の特定の地域、兵庫県（神戸市・尼崎市の特定の区域など）が対象外となる。

地方拠点強化税制の趣旨は、首都圏の企業の地方移転を促進し一極集中を是正することであるため、対象地域から除外されている名古屋市や関西圏の主要都市等の地域を対象に含めるべきである。

また、実際の運用等にあたっては、地域の実情を踏まえ、企業にとって活用しやすいものとなるよう、できる限り柔軟な取り扱いをしていただきたい。

③生産性向上設備を取得した場合の固定資産税の軽減措置

企業の設備投資促進に資する税制として、平成 28 年度税制改正において、「新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例」が創設された。

これは、中小企業が一定の条件を満たした上で、金額 160 万円以上の機械装置を購入した際に、固定資産税の課税標準を 3 年間、1 / 2 に軽減する制度である。

本特例では対象が機械装置に限定されているが、地域経済の重要な担い手である卸小売業やサービス業の生産性向上を促進するために、機械装置以外の器具備品や建物附属設備（高効率の冷蔵陳列棚や空調設備、介護支援ロボットスーツ等）も対象とするべきである。

加えて、対象法人は中小企業に限定されていることから、大企業も対象に含めるべきである。

これらの対象設備および対象法人の拡大により、中小企業の設備投資の増加、大企業から中小企業への機械設備や保守業務の発注等の増加、ひいてはわが国全体の設備投資の増加が期待できる。

④雇用促進税制

現行の雇用促進税制は、増加した雇用者数に応じて、一定額の税額控除を認めており、その税制は大きく 2 つに分類される。その 1 は、従来から存在する「雇用促進税制」であって、増加雇用者数×40 万円の税額控除を認めるものである。その 2 は、「地方拠点強化税制」の特例措置としての雇用促進税制であって、増加雇用者数×50 万～80 万円の税額控除を認めるものである。

このうち、その 1 の雇用促進税制については、平成 28 年度税制改正で、期限を平成 29 年度末まで延長する一方で、対象地域を限定する制度変更（注）が行われた。こ

の結果、中部圏の大部分が雇用促進税制の対象地域外となった。また、対象となる雇用形態を無期雇用かつフルタイムの雇用に限定する制度変更が行われた。この結果、正社員以外は対象から除外されることとなった。

(注) 有効求人倍率が全国平均の2/3以下の地域を「同意雇用開発促進地域」と定義し、同定義に該当する地域に雇用促進税制の適用を限定する変更。この結果、中部圏では長野県の一部地域のみが対象となり、それ以外は対象外となった。

企業に対して雇用インセンティブを与えることは、雇用・所得、消費の増加、ひいては地域経済の活性化や中部圏の地域創生につながる。

したがって本税制の恒久化を図るとともに、平成 28 年度税制改正で行われた制度変更を元に戻すべきである。

⑤事業所税の廃止

事業所税は、昭和 50 年に創設され、過密や混雑等の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきたが、今日の都市問題はむしろ中心部の空洞化である。

本会会員への聞き取り調査でも、以下のように強い批判が聞かれた。

- ・ 事業所税は時代に逆行するもの。さらに地域創生やコンパクトシティなど国の方針と逆行するものであり、早期に廃止すべき。
- ・ 30 万人以上の都市は事業所税により不平等な競争を強いられており、大規模商業施設などが周辺都市（人口 30 万人以下）に集まっている。
- ・ 30 万人以上の都市で課税という基準は合理性を欠く。
- ・ 事業所税を廃止することで、中心市街地に床面積が大きい建物が建ち、雇用が増えるなど多くのプラスの効果が見込まれる。その結果、中心市街地の活性化が進めば、固定資産税や法人税、消費税など、トータルとしての税収が増えるのではないか。

さらに、市町村合併で 30 万人以上の都市になると事業所税の対象となり、新たな税負担が生じるという問題もある。

中部圏も例外ではなく、例えば、三重県四日市市は合併により人口が 30 万人を超えたため、事業所税の対象地域となった（注 1）。また、愛知県東部の山間部にある 6 町村は愛知県豊田市と合併したため、事業所税の対象地域となった（注 2）。

このように事業所税は非常に多くの問題を抱えているため、廃止すべきである。

(注 1) 三重県四日市市は、平成 17 年 2 月 7 日、楠町との合併により人口が 30 万人を超えた。合併から 5 年間は「旧合併特例法」の規定により事業所税の課税団体としての指定が猶予されていたが、平成 22 年 2 月 15 日に指定され、同年 8 月から課税が行われることとなった。

(注 2) 平成 17 年 4 月 1 日、愛知県東部の藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町は豊田市と合併した。

(3) 未来投資の促進

①知財の蓄積を促進する税制（パテントボックス税制）

近年、欧州を中心に、知的財産権に起因する所得について低税率や所得控除を適用する制度の導入が進んでおり、知的財産を開発された国から税負担の低い国へ移転するといった企業行動が見受けられる。

しかしながら、今のところわが国にはこのような制度は存在しておらず、制度整備が遅れば、わが国企業の競争力の低下を招くのみならず、知的財産権を税負担の低い国へ移転させざるを得なくなるような状況に繋がりがねない。

このため、現在行われているB E P S（Base Erosion and Profit Shifting／税源侵食と利益移転）に係る国際課税の議論に配慮しつつ、特許権などの適格知的財産から生じた所得に対して、法人税の低い税率の適用を可能とするパテントボックス税制を整備すべきである。

このことにより、知財戦略や国内の技術開発が促進され、ロイヤリティや知的財産権の譲渡益など、知的財産から生じた所得を国内に還流させることが可能となる。

②研究開発税制

わが国企業は、研究開発に多くの資本を投下することで競争力を維持しているが、国内において研究開発を継続する上で、研究開発税制が果たす役割は極めて大きい。

平成 27 年度税制改正で、控除上限が総額型（法人税額の 25%）とオープンイノベーション型（同 5%）の個々の枠となったが、これを元の制度に戻して、一つの枠として控除上限（同 30%）が適用される制度とすべきである。また総額型の 1 年間の繰越控除制度が廃止されたが、これを復活すべきである。

さらに、増加型、高水準型の選択となっている上乗せ措置は平成 28 年度までの時限措置となっているが、これを恒久化すべきである。

③ベンチャー企業の育成に資する税制

わが国経済の持続的成長のためには、産業の新陳代謝を促進することが重要であり、起業活動を活発化させる必要がある。

平成 26 年度にベンチャー投資促進税制が創設され、認定ファンドを通じてベンチャー企業に出資する企業は、認定ファンドが有するベンチャー企業株式の帳簿価額の 8 割を限度として損失準備金を積み立て、その積み立てた額を損金算入できることとなった。

わが国の起業活動は国際的に見て不活発と言わざるを得ない状況にあるため、ベンチャー企業の育成に向け、本税制のさらなる充実を図るべきである。

第 1 に、研究開発型のベンチャー企業では、事業拡張期よりも立ち上げ期の方が資

金を必要とする企業が多いことから、ファンドの投資先の要件を現行の「投資額の5割以上が事業拡張期の新事業開拓事業者であること」から「投資額の5割以上が創業期および事業拡張期の新事業開拓事業者であること」に緩和するべきである。

第2に、企業がファンドを通さずに、直接行う投資に対する税額控除の適用を可能とするべきである。

第3に、ベンチャー企業の発展にとって非常に重要な「ファーストカスタマー（初めて購入する顧客）」の出現を後押しするために、国が認定した適格ベンチャー企業の製品・サービスを企業等が率先して購入する際に、購入金額の30%程度の税額控除を可能とするべきである。

これらのことにより、ベンチャー企業の資金需要が充たされ、新たな技術や産業の創出、ひいては国内経済の活性化に資するものと考えられる。

（４）国際課税

①B E P S対応

経済のグローバル化が進む中で、実質的に経済的活動を行った国から税金の安い国に利益を移転する等により企業グループの税負担を不当に軽減する行為（B E P S : Base Erosion and Profit Shifting／税源侵食と利益移転）が国際的な問題となっており、O E C DにG20が加わった形で対応が検討されてきた。

平成27年10月には、O E C DがB E P S対策に関する最終報告書を公表し、その内容は11月のG20サミットの首脳宣言で支持を得た。

今後はO E C Dの最終報告書の内容に従って、各国政府が国内法整備等を進めることとなるが、わが国も例外ではない。平成28年度税制改正ではB E P S対応として「国別報告事項」「事業概況報告事項（マスターファイル）」「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）」の作成等が盛り込まれ、わが国企業も対応が必要となった。

そこで、B E P S対応について、海外に製造拠点等を持つ会員企業に聞き取り調査を行ったところ、以下のように、事務負担の増加、二重課税、機密情報の漏えい等への懸念とともに、国を跨いだ節税行為は行う予定はないとする意見が聞かれた。

- ・グループ企業内でのルール構築（統一フォーマット等）、問い合わせ対応、連結対象外の企業からの情報収集等の事務負担増加を懸念している。
- ・提出資料の「ひな型」のようなものを作っていただきたい。
- ・提出資料には機密情報が含まれるため、取り扱いには十分配慮をいただきたい。
- ・E Uで行われている検討（国別報告事項をWEB上で一般公開）は論外。
- ・一部の国への積極的な課税材料の提供につながり、これが二重課税につながることを懸念している。

- ・ 正当な課税に対してきちんと納税する意識があるため、国を跨いだ過度な節税行為を行っていないし行う予定もない。したがって、わが国が先行して法・ルールの整備を進めすぎないように、他国と足並を揃えた動きをお願いしたい。

今後のB E P S対応に向けた法整備など制度構築にあたっては、これらの意見を参考に、企業の事務負担の軽減、二重課税の回避、提出した情報の機密保持等に向けた配慮をお願いしたい。

②移転価格税制

わが国企業の海外進出が進む中で、進出先（主に新興国）の税務当局との課税トラブルが増加している。

本会会員企業への聞き取り調査でも、以下のように、対応に苦慮していることが明らかとなり、国同士での解決を強く望む意見、B E P S対応が加わって国際課税業務がさらに多忙になることを懸念する意見等が聞かれた。

- ・ 一部の新興国の理不尽な課税（例：新たなルールを作って課税する等）への対応に苦慮している。
- ・ 課税に対して不服申し立てをする仕組みはあるが、不服申し立てが認められるケースは稀。
- ・ 進出先当局による税務調査の頻度があまりに多いため対応に追われ、B E P S対応等、その他の国際税務への対応が後手に回ってしまう。
- ・ 相手国との関係が悪化すると最終的に困るのはわが国企業であるため、この理不尽な状況を我慢するしかないと感じている。
- ・ 理不尽な課税については、国と国でしっかり交渉する仕組みが必要であり、国として立ち向かってもらいたい。

わが国経済の持続的成長のためには、わが国企業が海外で獲得した利益の還流を円滑に進めることが不可欠であり、そのためには新興国等の進出先で適正な課税が行われることが重要である。

しかしながら、新興国の税務当局による強引な課税が増加し、企業が対応に苦慮した結果、止む無く課税に従う場合もあるものと考えられる。

このため本会会員の意見にもあるように、国として立ち向かっていただき、国同士での調整や、租税条約ネットワークの拡大等の対応を速やかに行っていただきたい。

また、わが国課税庁による税務調査は、二重課税の回避を最大の目的として実施するとともに、追徴などの処分を行う前に、わが国企業との認識の相違点などについて相互理解を十分に図った上で、紛争関係国との合意形成を最大限図って頂きたい。あわせて、判断・調整プロセスについても更に透明性を高めて頂きたい。

このことにより、納税されるべき国で納税がなされるとともに、企業にとっても二

重課税、追徴、紛争解決費用などのリスク、国際税務に係る事務負担等が軽減されることとなる。

③外国税額控除制度

外国税額控除制度については、外国税額控除限度を超過した部分の繰越期間を3年から10年に延長するなどの改善を図るべきである。

④海外所得の国内還流を促進する税制

企業が海外で得た収益の一部は通常、現地に再投資される。それとともに親会社などに対する配当として日本に還流しており、その使い道は、国内の研究開発や設備投資、従業員への賃金手当などである。成長する海外活力を取り込み、わが国の経済が持続的に成長していくために、まずは資金の還流を増やしていくことが重要である。

このため、外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入の割合を現行の95%から100%に引き上げ、さらに還流増加分などに対する税額控除等を行い、海外で得た所得の国内還流を促進すべきである。

これらのことにより、国内に還流した資金による国内経済の活性化や産業構造の転換が図られるものと考えられる。

2. 人口減少抑制・地域創生に資する税制の整備

(1) 一億総活躍社会の実現

①所得税

配偶者控除は、所得税では昭和36年、個人住民税では昭和41年度に創設され、事実上、専業主婦優遇策として機能してきた。しかし、わが国が本格的な人口減少・少子高齢社会を迎え、「共働き・子育て世帯」への配慮が非常に重要となることから、政府でも配偶者控除について検討が行われている。

平成28年6月閣議決定の「日本再興戦略2016」では、「女性が働きやすい制度等への見直し」として「女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等の見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。」としている。政府はこの方向に沿って、所得税や個人住民税における配偶者控除の見直しを行うべきである。

さらに、人口減少対策として、子供の数が増えるほど扶養控除額が累進的に増えるような制度を検討するべきである。加えて、出産・育児に対する支援を拡充した企業に対しても、費やした費用の幾分かを税額控除する等の税制面での配慮を行い、共働きの子育て世帯を後押しするべきである。

②相続税

相続税については平成 27 年 1 月から基礎控除の大幅な縮小ならびに税率の引き上げが実施され、都市部を中心に新たに相続税が発生、もしくは大幅な増税となる個人や中小企業主が増加した。

本会の聞き取り調査では、「贈与税、相続税の負担が増した事で、事業承継や相続対策の相談案件が増加した」とする地域金融機関もあり、小規模企業を中心に事業承継への影響が予想される。

これらの観点から、平成 27 年 1 月より実施された課税強化については、見直すべきである。

③贈与税

平成 27 年 1 月より負担を緩和する方向へ改正がなされたが、更なる贈与税の税率引き下げを行い、親から子への資産継承をしやすくし、子育てなどで生活資金需要の旺盛な若年世代が消費支出を拡大できるようにして頂きたい。

(2) 地域の自立性の強化、税収の偏在性の是正

①地方法人二税、地方消費税、国による自治体の取り組みの評価

法人住民税および法人事業税からなる地方法人二税は、税の偏在性と不安定性という問題を抱えている。

一方、地方消費税は偏在性が少なく安定しており、地方の自主財源として有望である。このため、地方法人二税を縮減し、代わって地方消費税の拡充を図るべきである。

さらに、国は地域活性化に向けた自治体の取り組みを評価し、成果に応じて地方交付税や地方譲与税の一部の増額を行う等の措置の整備・拡充を講じるべきである。

これらのことにより、地方の安定的な財源が確保され、将来を見据えた持続的な地域社会の活性化に取り組む環境が整備されると考えられる。

②寄附税制

個人の寄附税制は、平成 23 年度税制改正で「市民公益税制」として拡充された。この改正は、認定 N P O 法人などの新しい公共の担い手を対象とした寄附について所得税の税額控除を可能とするものである。

法人の寄附税制については、平成 28 年度税制改正で地方創生応援税制（いわゆる「企業版ふるさと納税」）が創設された。この税制は、地方公共団体が計画を策定し、内閣府から認定された事業に対して企業が寄附を行うと、寄附額の約 6 割の税負担が軽減される制度（注）である。

(注) 従来の寄附税制が所得控除であったのに対し、本税制は税額控除が行われることが特徴。同額の寄附に対して従来の概ね2倍の税が軽減される。

平成28年8月には、申請事業のうち102事業(道府県10、市町村92)、中部圏では岐阜県の航空宇宙産業の人材育成事業など合計14事業(県1、市町村13)が内閣府に認定された。

しかし、本会会員へのアンケート調査で「内容まで知っている」との回答は全体の29%にとどまり、「利用の予定はない」との回答が全体の85%を占めていることからわかるように、本税制の認知度は高いとは言えない。

したがって、県や市町村に対しては本税制ならびに認定事業のPR、企業が寄附を行いたくなるような事業計画の策定に期待したい。

さらに寄附行為がさらに広がり、それが地域の活性化や社会貢献の拡大に繋がるよう、個人・企業に対する寄附対象の拡大や、税額控除割合の拡大などについて検討頂きたい。

(3) 地域経済の活力向上

①事業承継税制(再掲)

事業承継税制については使い勝手の向上を図るべき。

②地方拠点強化税制(再掲)

地方拠点強化税制は対象地域拡大の上、恒久化すべき。

③生産性向上設備を取得した場合の固定資産税の軽減措置(再掲)

生産性向上設備を取得した場合の固定資産税の軽減措置を拡充すべき。

④雇用促進税制(再掲)

雇用促進税制は対象事業所を拡大した上で恒久化すべき。

⑤事業所税の廃止(再掲)

事業所税は地域の創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべき。

⑥固定資産税

土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性がある。

一方で、償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せないため、地方税源としては適当ではない。加えて、諸外国に例をみない税制であり、わが国のものづくりに関わる産業の負担を高めていると同時に、負担が製造業など特定業界に偏在する不公平な税制である。このため、償却資産に対する

固定資産税は廃止すべきである。

仮に廃止ができない場合には、取得価額の5%に据え置かれている評価額の最低限度を、法人税と同様に備忘価額（1円）とするべきである。

⑦外形標準課税

法人事業税を構成する成分の一つである外形標準課税は、法人事業税全体の中でウェートを高める方向で制度変更が進んでいる。

外形標準課税の付加価値割は賃金への課税の性格を持っている。このため、雇用を増やすほど課税額が大きくなると企業には受け止められており、雇用に対して抑制的に働くなど地域経済に悪影響を与えている。

このことを踏まえ、外形標準課税は基本的には廃止の方向で見直すべきである。仮に拡充するにしても十分慎重に行われるべきである。

加えて、そもそも、法人事業税は、企業が事業活動を行う際に地方自治体から受ける行政サービスに対する支払という名目の下に創設された税目である。しかしながら、行政サービスに対する応益課税という点では、法人住民税が設けられており、二重課税となっている。これに固定資産税や都市計画税などを合わせると行政サービスへの応益課税はさらに多重となる。このため、法人事業税を含めこれらは、本来、整理簡素化されるべきである。

⑧空き家の増加を抑制する税制

現行の法制下では空き家を取り壊して更地にした場合に、固定資産税や都市計画税の住宅用特例が適用されなくなり、税負担が大幅に増えるといった問題がある。

平成27年2月から「空き家対策特別措置法」が施行され、空き家の中でも早急に対策が必要な「特定空き家等」に対して、行政が是正措置を講ずることとなった。しかしながら、その対象は「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」など、事実上、廃屋に近い状態のものに限られている。

そこで対象をさらに広げ、行政が対象地域のゾーニングを行い、対象地域については2～3年程度の猶予期間の後に固定資産税や都市計画税の住宅用特例を外す、といった措置を導入してはどうだろうか。

また、一方で、他者が空き家や空き店舗等を取得する際に不動産取得税や登録免許税を減免する、といった措置を講じてはどうか。

これらにより、空き家所有者にとって空き家を放置する税制上のメリットが失われるとともに、他者が空き家を取得しやすくなるため、空き家の有効活用、ひいては中心市街地の土地の流動化が促進されるのではないか。

⑨空き家所有者の情報へのアクセス制限を緩和する措置

さらに、空き家対策では空き家の所有者等の把握が困難、連絡がつかない等の問題がある。固定資産税等の課税情報から追跡可能な場合もあると考えられるが、現状では行政の納税情報の目的外使用には厳しい制限がある。

したがって、例えば目的や条件を厳格に限定する、もしくは納税者本人の承諾を得る等の配慮をした上で納税情報を開示する等の方法で、必要な情報の共有も進めるべきではないか。

⑩地域経済の担い手の設備投資を促進する税制

地域経済の活力向上には地域経済の担い手の経済活動の活発化が不可欠である。そこで、地域経済において雇用などで重要な役割を果たしている建設業に着目し、その設備投資を促進する税制の整備を要望する。

具体的には、建設事業者の建設機械等への設備投資に対して取得額の 30%の特別償却もしくは取得額の 7%の税額控除を可能とする措置である。

この措置を講ずることによって、建設事業者の設備投資が促進され、地域経済の土木建設需要の掘り起しと雇用の増加が期待できる。また、各地域で頻発する自然災害に対する復旧工事などの対応力も高まると考えられる。

なお、災害時に真っ先に現場に駆け付けて、土砂やがれき等の撤去、道路の復旧等の作業にあたるのは、地元の建設事業者であるが、公共事業の減少に伴う受注競争の激化等により建設事業者は厳しい状況にあるため、重機等の建設機械を保有しないで必要な時のみにリースするといった動きが進んでいる。

このままでは、災害時に必要な建設機械が手配できず、復旧作業が困難になることが懸念されるため、国土交通省では「建設業災害対応金融支援事業(注)」を設けたが、本支援事業は平成 27 年 3 月 31 日に終了している。このため、本事業の復活も併せて要望する。

(注) 建設業災害対応金融支援事業について

- ・ 県、市町村などと災害協定を直接締結している中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業（これらの協力会社を含む）が対象。
- ・ 建設機械の購入資金の全部又は一部を金融機関から借り入れるか、ファイナンス会社等による割賦販売を利用していること等が条件。
- ・ 初年度 1 年分の金利、割賦手数料の 2/3 を助成。ただし、上限は 4 %。

3. 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備

(1) 背景および必要性

平成 23 年 3 月の東日本大震災や本年 4 月の熊本地震によって、わが国は、多くの尊い生命・財産を失うとともに、社会基盤や生産基盤の機能喪失によって、経済社会の多方面で長期にわたる活動の中断・停滞を経験した。

今後においても南海トラフ巨大地震や首都圏直下型地震の発生が高い確率で予想されていることを踏まえると、わが国経済社会のレジリエンス向上に向けた防災・減災対策の推進は喫緊の課題である。

この認識の下、政府は、平成 23 年 6 月の「津波対策の推進に関する法律」の施行、平成 25 年 11 月の「改正耐震改修促進法」の施行、平成 25 年 12 月の「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の制定、平成 26 年 6 月の「国土強靱化基本計画」の閣議決定など一連の施策を進めてきた。

これらの諸施策がより大きな効果を発揮するためには、企業が進める防災・減災対策を国が後押しする必要がある。なぜならば、災害に対する経済活動のレジリエンス向上は、見方を変えれば経済活動の側面からの企業の国土強靱化への参加であるからである。

このため、企業による事業継続性向上に係る施設等への設備投資や、災害からの復旧・復興に役立つ機械等の保有に係る設備投資を促進する税制の整備を望むものである。

(2) 具体的な税制措置の案

企業が防災・減災対策のために自主的に行った対策のうち、資産計上がなされる建物や設備等への投資に対する税制優遇措置を要望する。

【事業用建築物の耐震化に係る設備投資】

耐震性向上を目的とする既存の事業用建築物の改修・増改築であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは事業用建築物の新築・建替えであって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された建築物あるいはその部分について、グリーン投資減税（5.（1）参照）と同様に、取得額の 30%の特別償却もしくは取得額の 7%の税額控除を可能とする。

【津波被害の軽減に係る設備投資】

津波被害の軽減を目的とする既存の防潮堤・防波堤の強化や新設であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは避難を目的とする既存施設の高層階化や新設であって

関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された施設あるいはその部分について取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。

【安全性のより高い場所への移転に係る設備投資】

地震に係る被害を軽減できるより安全性の高い場所への移転を目的とする事業場あるいは施設の移転であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された事業場あるいは施設について、取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。

【非常用機器の設置に係る設備投資】

地震被害に係る事業の継続性の向上を目的とする非常用自家発電など非常用機器等であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された機器の取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。

【建設事業者の建設機械等に係る設備投資（再掲）】

災害復旧に資すると認定できる特定の機械等に係るものであって、建設事業者が行う設備投資については、その結果取得された当該特定の機械等について、取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。

【液状化対策に係る工事】

地盤の液状化に係る被害の軽減を目的とする地盤改良等の工事であって関係基準等を満たす投資については、土地の簿価の増加額の7%の税額控除を可能とする。

（3）税制措置の効果

まずは、将来、震災が発生した場合に被害額を軽減する効果が見込まれるとともに、速やかな復旧に対する備えが可能となる。その結果として復旧・復興への国費投入が抑制できることとなる。次に、企業活動の継続性が向上する効果が見込まれる。その結果として地域雇用の確保、国民経済の持続性が向上する効果が見込まれ、さらにその結果として諸税収の減少を抑制する効果が見込まれる。

また、対策を講じることで裾野の広い建設関係の需要が喚起される結果、中小企業の活性化、地域雇用の向上、消費の維持拡大など、経済全般にわたって多面的な景気浮揚効果があると考えられる。

4. 実効性ある消費税制の整備

(1) 税率

増大する社会保障費への対応を含め、急務となっている財政再建のためには税制の抜本改革が必要である。抜本改革は法人税の縮減、消費税の拡充という組み合わせを中心に据えるべきである。

消費税率については、平成 26 年 4 月に 8 %への引き上げが実施された。しかし、10%への引き上げについては、2 度にわたる延期で、当初予定の平成 27 年 10 月から平成 31 年 10 月へと計 4 年の延期となった。

基礎的財政収支を黒字化し、将来的に財政赤字を圧縮するためには、社会保障費をはじめとする歳出の削減を図る一方で、今後、消費税率を 10%台半ばないし後半まで引き上げざるを得ないと考えられる。

したがって平成 31 年 10 月に 10%への税率引き上げを確実に実施するとともに、消費税制について更なる検討が進められることを期待する。

(2) 用途

税率の引き上げによる税収の増加分については、当面、増大する社会保障費などに充当されるべきである。ただし、目的を限定した目的税とすることについては、財政運営の硬直化を招くこれまでの経験に鑑み反対である。

(3) 逆進性緩和策

平成 28 年 3 月に成立した税制改正関連法により、平成 29 年 4 月に予定されていた 10%への税率引き上げに合わせ、低所得者の負担軽減や逆進性緩和の観点から軽減税率の導入（酒と外食を除く飲食料品の税率を 8 %に据え置く等）が決まったところである。

しかしながら、低所得者の負担軽減や逆進性緩和を目的とするならば、マイナンバー制度を活用した簡素な給付措置の拡大、あるいは所得税における給付付き税額控除方式の方が効果が確実であると思われる。なぜならば、複数税率の場合は高額所得者にも恩恵が及ぶため逆進性緩和効果が不徹底であるのに対して、簡素な給付措置の拡大や所得税における給付付き税額控除方式の場合は、恩恵の向け先を低所得者に限定する正確度が高いため逆進性緩和効果が大きいからである。

このため、消費税率の 10%への引き上げ時期が延期されたことを契機に、逆進性緩和策のあり方を再検討すべきである。

なお、本会が商工会議所等への聞き取り調査を行ったところでは、複数税率ならびにインボイス方式の導入については、納税者の立場から事務負担が増えること等を理由に、調査を行った全ての会員が否定的な意見であった。

納税者の負担軽減の観点からも簡素な給付措置の拡大や所得税における給付付き税額控除方式の方が望ましいと考えられる。

(4) 仕入税額控除

仕入税額控除における95%ルールは、平成24年度から適用範囲が課税売上高5億円以下の事業者に限定された。本制度は事業者の事務負担に配慮する観点から講じられたものであるため、元の制度に戻すべく再検討すべきである。

(5) 消費税率を10%へ引き上げる際の配慮

消費税率を10%へ引き上げる際には、8%への引き上げ時と同様に、住宅のような高額商品の購入に関連する税負担の軽減（住宅ローン減税等）など、税制面での配慮を含めた経済対策について検討をお願いしたい。

また、直前の課税期間の確定消費税額が400万円以下の事業者については、納付回数が年2回となっているが、回数を増やすなど事業者にとって自由度の高い納付条件を整備して頂きたい。このことにより、消費税の滞納を減らす効果が期待できる。

5. 個別の重要な税制の整備

(1) グリーン投資減税

平成23年度税制改正で創設されたグリーン投資減税により、再生可能エネルギー設備や、省エネ・低炭素設備への投資を行った場合、30%の特別償却、または7%の税額控除を受けられることとなった。

しかしながら税額控除を選択できるのは中小企業のみであり、エネルギーの効率的な使用や再生可能エネルギー拡大の観点から、大企業でも選択可能とするべきである。

(2) 燃料電池車の普及拡大を促進する税制

地球環境保全の観点から、環境保全に資する技術開発投資や製品の普及を促進するインセンティブとなる税制の整備を更に促進すべきである。

特に、究極のエコカーとして期待される燃料電池車については、わが国は世界に先駆けて量産車の生産を開始したところであるが、今後はその普及拡大を図るために、燃料電池車そのものへの減税・免税に加え、水素ステーション等のインフラ整備に対する税制面での負担軽減策の整備を要望する。

(3) 複雑な自動車関係諸税の簡素化、負担軽減

揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税などの自動車関係諸税は、複雑かつ時代の変化に合わないものとなってい

るため改革が必要であり、以下のような観点から見直すべきである。

①体系的な整理・簡素化

自動車関係諸税は、同一の課税対象に複数の税が名目を変えて折り重なる複雑な税制となっており、自動車の利用者に過大な税負担を強いているため、体系的な見直しを行い整理・簡素化を図って納税者負担を軽減すべきである。

②課税の多重性の解消

【車体課税】

平成 28 年度税制改正大綱では、自動車取得税について平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する一方で、平成 29 年 4 月 1 日から自動車税について燃費に応じて取得価格に対して課税する「環境性能割」を新設するとしていたが、消費税率の引き上げが平成 31 年 10 月 1 日へ延期されたため、自動車取得税の廃止ならびに環境性能割の導入も、同日まで延期することが平成 28 年 8 月に閣議決定された。

車体課税については、自動車取得税が消費税と、自動車重量税が自動車税との二重課税となっており、自動車の利用者の負担が過大となっている。

したがって、自動車取得税については、消費税率 10%の時点で廃止を確実に実施すべきである。また、環境性能割については、車種によっては新たな負担となることから対象車を限定するなど、ユーザーの過度な負担につながらないように配慮すべきである。

加えて、自動車重量税についても、自動車税との二重課税状態を解消するため、廃止すべきである。

さらに、自動車税、自動車重量税、消費税など、車体課税全体の見直しを検討すべきである。

【燃料課税】

燃料課税については、ガソリンの小売価格を構成する揮発油税、地方揮発油税にも消費税が課されるいわゆる「Tax on Tax」となっていることから、揮発油税、地方揮発油税に対する消費課税を廃止すべきである。

③暫定税率から本則税率への変更

揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税などからなる自動車関係諸税は、現在、本則税率を超える高い税率が旧暫定税率のまま「当分の間として措置される税率」として課せられている。

これらの税については整理・簡素化が本来の姿であるが、それが早期に実現しない

場合は、少なくとも本来の税率である本則税率に戻すべきである。

④環境性や安全性の向上の促進

燃費が良く環境に優しい自動車に対して税の減免措置を行う自動車税の「グリーン化特例」は、適応期限が1年延長され平成29年3月31日までとなっているが、これを継続することが重要である。

また、自動車の安全性を更に高める観点から、高度な安全技術や装置が施された自動車に対する減税を検討すべきである。

あわせて、交通安全や事故防止を目的とした安全運転支援のための車車間通信および路車間通信に必要なインフラ整備に対しても税制面での配慮をお願いしたい。

これらの措置により自動車の国内販売が拡大し、裾野の広い自動車関連産業の活性化が図られ、わが国経済全体の発展に繋がることとなる。

(4) 印紙税

電子商取引が一般化する中、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税は、合理性を失っているため、廃止すべきである。

6. 中部圏活性化に資する税制の整備

(1) 総合特区制度における税制支援の拡充

総合特区制度は、先駆的取り組みを行う実現可能性の高い区域に、国と地域の政策資源を集中することを目的に創設された制度である。

このうち、中部圏5県にわたって指定されている国際戦略総合特区「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」については、「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」として設備投資に対する税制優遇措置(注)が設けられている。

(注) 国際戦略総合特区設備等投資促進税制

- ・国際戦略総合特区内で、指定法人が、国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために設備等を取得してその事業の用に供した場合に、法人税の特別償却又は税額控除が可能(平成30年3月31日まで)。
- ・対象となる設備等：機械・装置…2,000万円以上、開発研究用器具・備品…1,000万円以上、建物・附属設備・構築物…1億円以上
- ・特別償却の割合：取得価額の40%(建物等20%)
- ・税額控除の割合：取得価額の12%(建物等6%)

本税制の適用期限は平成28年3月末までであったが、平成27年11月に愛知県知事、本会を含む地元経済界・関係企業が与党税制調査会に要請活動を行った結果、期

限は2年延長され、平成30年3月末までとなった。ただし、特別償却の割合、税額控除の割合は、若干縮減されている。

昨年11月に初飛行に成功した国産旅客機MRJは、今後は米国での試験飛行が予定され、海外からの受注も増加している。さらに、B787の増産やB777Xの生産開始が予定されるなど、中部圏の航空宇宙産業はさらなる発展が期待される。

そこで、以下の税制の整備を要望する。

①国際戦略総合特区設備等投資促進税制の拡充

- ・ 支援を受けられる最低設備投資金額規定の引き下げ、複数案件の合算値や協業・連携を図る複数企業案件の合算値の適用を可能にすること
- ・ 適用対象に、受注・工程管理システムの構築等、生産設備と不可分な無形固定資産を加えること

②本特区を対象とした研究開発税制の拡充

③固定資産税の減免

- ・ 償却資産に対する固定資産税の廃止
- ・ 廃止が実現しない場合には、投資回収期間が長い航空機産業の特性に合わせ、償却資産に対する固定資産税の一定期間の減免

④国際戦略総合特区における法人税の所得控除制度

- ・ 平成28年3月末までの期限で、特区内の事業による所得金額に対する所得控除制度が設けられていたが、これを復活すること
- ・ 「専ら特区内で」となっていた限定要件を撤廃すること
- ・ ①の国際戦略総合特区設備等投資促進税制（設備等の取得に対する特別償却または税額控除）との併用を認めること。

⑤航空機製造に係る輸入品関税の免税化

⑥飛行試験等における航空機燃料税の減免

⑦教育訓練に対する税制の支援

- ・ 中小企業等の教育訓練費用の税額控除を可能とすること

また、地域活性化総合特区として指定を受けた静岡県の「ふじのくに先端医療総合特区」、「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」、三重県の「みえライフインベーション総合特区」、浜松市の「未来創造『新・ものづくり特区』」、豊田市の「次世代エネルギー・モビリティ創造特区」についても税制面での支援などの配慮がなされることを要望する。

(2) 中部圏の産業高度化に資する税制

中部圏は産業高度化を通じてわが国経済の繁栄に貢献したいと願っている。特に次世代自動車、航空宇宙、ヘルスケア、環境・リサイクル、観光などの各産業は、中部圏の産業高度化を担う次世代リーディング産業と位置付けられる。

これら次世代産業の育成にあたっては、研究施設・生産施設などに対する不動産取得税・固定資産税の軽減、研究開発費に対する税額控除の拡大、人材育成投資に対する減免措置の拡充など、各産業に係る税制について配慮がなされることを要望する。

次世代自動車について、究極のエコカーとして期待される燃料電池車の普及拡大を図るため、燃料電池車そのものへの減税・免税に加え、水素ステーション等のインフラ整備に対する税制面での負担軽減策の整備を要望する。

以上